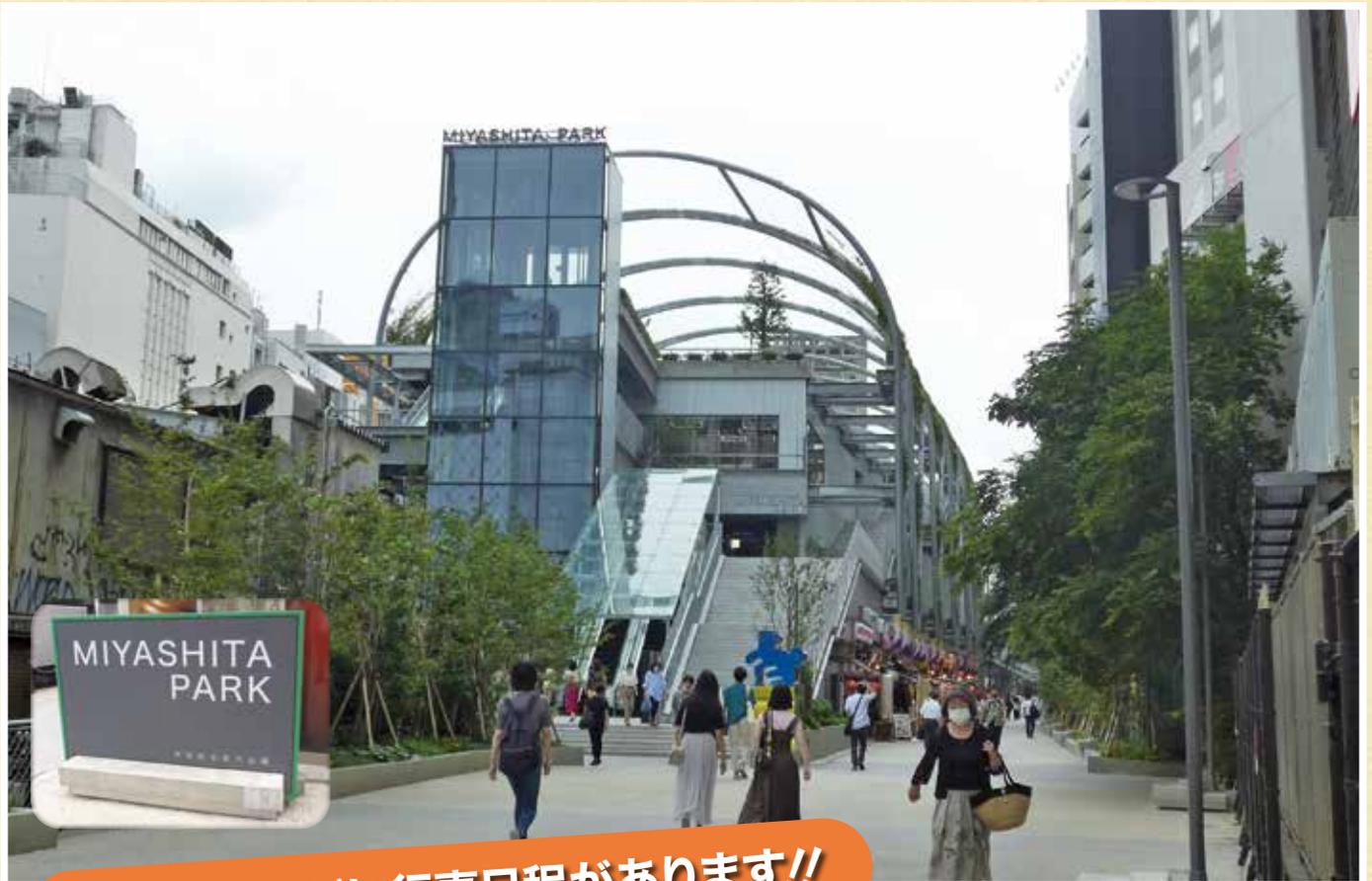


FOR TOMORROW

# しぶや法人

申告納税は  
**e-Tax**で!!



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈変わる渋谷：宮下公園〉

—令和2年度年末調整説明会は中止します!—  
会員増強キャンペーン/新年賀詞交歓会は中止します!

3頁

2020.10・11  
No. **566**  
令和2年

納税証明書の請求は便利なオンライン請求をご利用ください——	4
新型コロナがもたらした、テレワーク等働き方への影響——	6
子供の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります—	8
職場におけるハラスメント防止対策が強化されました——	10
都税コーナー——	14

# 法人会掲示板 10・11月

## 10月・11月(12月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事      地域・社会貢献活動

- 10月2日 初級簿記講習会 [7回]
- 10月6日 初級簿記講習会 [8回]
- 10月9日 初級簿記講習会 [9回]
- 10月13日 初級簿記講習会 [10回]
- 10月16日 初級簿記講習会 [11回]
- 10月20日 初級簿記講習会 [12回]
- 10月23日 初級簿記講習会 [13回]
- 10月27日 初級簿記講習会 [14回]
- 10月30日 初級簿記講習会 [15回]
  
- 11月5日 オンラインセミナー (年末調整)
- 11月16日 健康診断
- 11月17日 健康診断
- 11月18日 健康診断 (レディースデー)
- 11月26日 税務学校(税を考える週間協賛行事)
- 11月26日 健康診断
- 11月27日 健康診断
  
- 12月1日 渋谷駅前清掃活動<青年部会>(予定)
- 12月3日 広報委員会
- 12月18日 理事会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

## 研修会・講習会等の開催について

新型コロナウイルス感染はまだまだ予断を許さない状況です。当会としましては、今後も各種研修会・講習会・セミナー等について、企画・ご案内を差し上げますが、実際の開催については、逐次状況を勘案のうえ、**開催中止をする場合は速やかにお申込者へのご連絡**を差し上げますと同時に、**当会ホームページに掲載**いたします。

ソーシャルディスタンス確保のため、通常より定員を少なくさせていただきます。

ご参加いただく際は、**マスクの着用**をお願いいたします。また、当日体調の悪い方は、ご参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

## 決算法人説明会のお知らせ

日時 令和2年10月21日(水)  
午後1時30分～3時30分  
場所 渋谷税務署 7F 会議室(予定)

日時 令和2年11月  
17日(火) 18日(水) 19日(木)  
各午後1時30分～3時30分  
場所 渋谷税務署 7F 会議室(予定)

**該当の会社は是非ご出席下さい。**

## 税務相談日について

**令和2年4月より、月に1回  
無料税務相談日を設けております。**

- 開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。
- 開催場所：渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10  
TEL：03-3461-0758
- 開催時間：午後1時30～4時
- 相談担当：渋谷法人会アドバイザー  
池田喜一税理士
- 基本的に事前お申込みをいただき、来局の上、ご相談いただきます。お電話でのご相談は、担当の税理士が対応出来る場合のみです。来局者優先ですので、途中来局があった場合は、打ち切らせていただくことがあります。

## 無料税務相談日のご案内

令和2年10月21日(水)  
令和2年11月25日(水)  
12月の相談日はありません

時間 午後1時30分～4時  
場所 渋谷法人会館

# 会員増強キャンペーン 令和2年10月～令和3年3月

今年度は、例年10月～12月の3ヶ月間、増強目標を定めて実施している会員増強月間ですが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、増強目標を定めず、できるだけ個別訪問等をしないで、期間を本年10月から来年3月末までに拡大の上、同封の新入会員紹介キャンペーンのチラシを活用していただき実施することにしました。

法人会に入会しますと、法人会が開催いたします諸事業に無料、または非常に安い料金で参加可能です。決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加でき、地域での情報も得ることができます。法人会は、様々な業種の法人の集まりです。多くの経営者の方々と親交を深められ、事業のプラスになります。

☆同封の新入会員紹介キャンペーンのチラシをご活用いただき、是非ご紹介下さい☆

## 新年賀詞交歓会を中止いたします！

大変残念ながら、令和3年1月の新年賀詞交歓会は、  
新型コロナウイルス感染防止のため、中止させていただきます。

### 渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

#### ～令和2年分 年末調整等説明会の中止について～

税務行政につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、従来から、年末調整事務の一般的な説明（法定調書関係及び給与支払報告書関係を含む）、税制改正事項や誤りやすい事例などの留意事項を源泉徴収義務者及び特別徴収義務者の皆様に説明するため、毎年11月頃に年末調整等説明会を開催しているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整等説明会については、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される皆様の安全を確実に担保することが難しいとの判断の下、全国一律に、開催中止となりました。

なお、年末調整及び法定調書関係の各種用紙については、国税庁ホームページより、給与支払報告書の用紙については、渋谷区のホームページよりダウンロードすることができます。また、税務署及び区役所においても、10月下旬より用紙配布を行う予定です。

#### 【問合せ先】

- 源泉所得税関係について  
渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線 5033
- 用紙請求、法定調書関係について  
渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線 6111
- 給与支払報告書及び住民税特別徴収について  
渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726（直通）

自動音声案内にしたがって、用紙請求（源泉所得税関係・法定調書関係）については「2」番（税務署）を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談センターを御利用ください。

正しい税知識を学ぼう

### 自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや  
スマートフォン、  
タブレット端末で納税証明書  
請求データを作成します。



### オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!

使って快適!  
e-Tax

### 税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ  
短い時間で受け取れます。  
(請求日当日の受取を指定された場合には、  
多少お時間をいただくことがあります。)



# 納税証明書の請求は 便利なオンライン請求を ご利用ください!

スマートフォンやタブレット端末  
からでも利用できます。

メリット

1

手数料が安価です。

1 税目 1年度  
1 枚 370円 (通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が  
短縮できます。

e-Taxの  
利用可能時間

■ 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間  
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。

■ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、  
事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

国税庁

## オンライン請求 の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ  
([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))のe-Taxソフト(WEB版)または  
e-Taxソフト(SP版)をご利用ください。  
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。  
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



### 1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。  
メインメニューの「申告・申請・納税」内の(新規作成)から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を  
選択し作成してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。  
(右のコードからアクセスしてください。[www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html](http://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html))⇒



(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

### 2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。  
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

### 3 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合  
には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の  
場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご確認ください。

### 4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

#### 郵送 または 電子ファイルで 受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書  
を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。インターネットバンキングや  
ATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは  
有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)

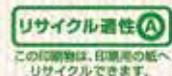
(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能が確認してください。

e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の  
情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。  
e-Taxソフト・確定申告書作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、  
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。  
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。



# 新型コロナがもたらした、働き方への影響

—テレワークや柔軟な労働時間制度、フリーランス活用など人事労務管理の新論点—

## コロナで一変した雇用環境

バブルを超える超人手不足状態が続いていましたが、今回の新型コロナの影響で状況は一変し、秋以降は雇止めや解雇の増加が予想されます。

## コロナ禍による働き方・意識の変化が今後、人事労務管理を変える

社会から事実上強制されて始まったテレワークが、現実の働き方を大きく変え、また新たな働き方への扉を開けました。ここに来て、再び感染者が急増していることから、柔軟な働き方の導入等を通じ、事業の安定継続を図ることが求められています。

しかし、それ以上に大きいのは、自粛期間の間に多くの従業員が自分自身の生活やキャリアを見つめなおし、ゼロベースで今後の働き方は「どうあるべきか」を考えたこと。これまで水面下で燻っていた様々な課題が炙り出されることになるでしょう。

## 緊急事態宣言により多くの企業でテレワークが導入され、聞かれた感想

### (従業員からの感想)

- 意外に余分な仕事をしていた。あの会議、無くなっても何の影響もないのでは…
- 在宅だとあっという間に1日が終わってしまう。意外に集中できていたかも…
- 通勤や移動が無いだけで、生活に余裕が出来るもの。家族と触れ合う時間も増えた。
- WEB会議は意外に違和感無く話が出る。でも雑談は減るのでコミュニケーションの工夫が必要。
- ハンコを押すためだけに出勤するのはバカらしい。

### (経営者・管理者からの感想)

- テレワークに向く仕事と、向かない仕事ある。また現場作業などテレワーク出来ない社員からの不満の声も出ている。
- 社員が本当に仕事をしているか分からない。どうやって管理すればよいのだろうか。
- ベテランの男性社員など、在宅ではまったく成果が出せない人がいる。これまで本当に仕事していたのか。会社に来ていただけ？
- 今回は緊急避難的に導入したが、今後生産性を落とさない形でどのように継続させればよいのか？

## テレワーク利用希望と緊急事態宣言解除後の状況

内閣府資料によると、緊急事態宣言解除後にテレワークを中止する企業も増えましたが、全体の40%の従業員が利用を希望しています。

この社会あなたの税がいきている

## 今後のテレワークの論点

1. 今回のコロナ第一波で進められたテレワークは、これまでオフィスで行っていた業務を自宅で行うようにしていただけです。今後の感染拡大期およびニューノーマルにおいてテレワークを普通の働き方として、価値を高めていくには、以下のような業務の変革が不可欠です。
  - まずは、オフィスに依存せずに業務を行うレベルに（ペーパーレスなど）
  - 更には、デジタルで社内外と繋がり、最適なチームで仕事を進めるレベルに
2. 社員が目前にいない以上、性善説でマネジメントを行うこととなります。時間で働くのではなく、仕事の成果を求めて働くことになるため、各人の役割の明確化や業績評価の仕組みが重要となります。
3. 社員間のコミュニケーションも、トップダウン型から、みんなで話し合っ決めていくコラボレーション方に変化していく。報連相ではなく、ビジネスチャットなどによる気軽な相談が重要になるでしょう。

### これまで優秀な人材を活用できていなかったのではないかと？

人材採用で本当に優先すべき事項はなんだろうか？

- 会社に出社でき、フルタイム勤務可のアベレージ人材
- 遠隔地に住み、フルタイム勤務不可のハイレベル人材

### 今後増加が確実なフリーランスという働き方

テレワークにより、会社に来なくても（行かなくても）仕事はできると気づいてしまった。あくまでも仕事ベースで繋がるため、雇用とフリーランスの境界線が曖昧になり、クラウドワークスやUberのようにネットでフリーランスとのマッチングがされる時代。

今後の就労形態は期待役割によって以下の3つになっていくでしょう。

- メンバーシップ型雇用：マネジメントを中心に期待されるコア社員
- ジョブ型雇用：今後増加する一般社員群（限定正社員）
- フリーランス：定型的作業またはスポット専門人材

仕事ベースでの報酬設定が強まり、正規・非正規の問題は新たな就労形態への変化の中で縮小していき、専門性のある人材をスポットで活用する企業が増加していくでしょう。

そして従来、コンサルタントを活用する場面がありましたが、そんな人材活用のイメージがもっと広範囲に柔軟に広がると思います。

社会保険労務士法人 労務管理佐藤事務所  
代表 安藤 貴裕

現所在地：渋谷区松濤二丁目12番6号

昭和32年、当時東京都職員であった佐藤巖（初代所長）は、東京都職員を退職し、渋谷区神南に法人、株式会社労務管理佐藤事務所設立  
設立当初より、初代所長の佐藤巖は、社会保険労務士育成にも携わっていたため、労務管理佐藤事務所は、現在の東京都社会保険労務士会及び各支部幹部を数多く輩出している。



みんなの力で法人会を大きく育てよう

事業主の皆さまへ

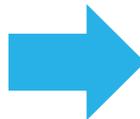
# 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！ (施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

## <改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
  - ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
  - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

電子納税、電子申告を活用しよう

## ＜労使協定を締結する際の注意点＞

☞ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。



(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

## ＜両立支援等助成金について＞

時間単位で利用できる**有給**の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給されます。**

両立支援等助成金 厚生労働省



(URL)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

育児・介護休業法や両立支援等助成金に関するお問い合わせは、  
**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ**

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

令和元年12月作成 リーフレットNo.16

メールアドレスを登録しよう

# 2020年（令和2年）6月1日から、 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

## パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※となりました！

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

## 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

### ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

### ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

（注1）事実確認ができた場合（注2）事実確認ができなかった場合も同様

### ◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること  
（注3）性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

## 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



令和2年5月作成  
リーフレットNo.9

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

## 望ましい取組

**望ましい取組**についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします！**

※【★】の事項については、**セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。**

### 職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

### 自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】

～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

### 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組  
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）
- 被害防止のための取組  
（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

## 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました※！

※中小事業主も対象となります。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。**

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。）

- ① **事業主及び労働者の責務を法律上明記**
- ② **事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止**
- ③ **自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応**

※セクシュアルハラスメントのみ

会員の増加は、会員のメリットに通じる

# 法人会 事業 アラカルト

## 広報委員会を開催

通常6月に開催する委員会を、今年度は6・7月号を休止したこともあり、7月3日(金)に延長して開催し、8・9月号の内容検討をした。

8・9月号は、通しNo.はそのまま飛ばさずに【No.565】とし、6月7月との合併号として発行することにした。経営・労務に関するの記事を増やすことになった。



また9月2日(水)に今年度2回目の 高群第一統括官挨拶 広報委員会を開催し、10・11月号【No.566】と12月号【No.567】の内容検討、年末調整のオンデマンドセミナーの開催、そして会員向け期間限定サービスとして、会報へのチラシ封入サービスの実施を検討した。

出席者は、7月、9月ともに11名。



野口広報委員長挨拶



広報委員会

## 会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、法人会事業の充実等を図るため、8月27日(火)渋谷東武ホテルにおいて(正・副会長、常任理事、組織委員)会員増強合同会議を開催した。署から北野法人課税総括担当副署長、高群法人課税部門第一統括官、上月審理担当調査官にもご出席いただいた。

毎年会員増強月間(10・11・12月)を開催しているが、今年は感染症予防の観点から、通常の増強運動は出来ないため、会員増強キャンペーンとして、期間を今年10月から来年3月末までに、出来るだけ訪問は避け勧奨していただき、ご入会后、初回会費の入金を確認できた場合、1件につき、3,000円のクオカードまたは金券を進呈することにした。



北野副署長挨拶



長島会長挨拶



雨宮組織委員長



団体表彰：大同生命



表彰状受彰：梅原伸二郎氏



感謝状受彰代表：並木宏道氏



会員増強合同会議

会議終盤で、今年総会を通常開催出来なかったため、昨年度の会員増強功労者に表彰状・感謝状と記念品を贈呈した。

## 今年度第2回理事会を開催

去る9月7日(月)午後3時から原宿東郷記念館において、今年度第2回理事会を開催した。第1回は5月に開催予定だったが、開催出来ずに書面による議案の承認手続きをしたため、理事が出席しての理事会は今年度最初となる。

当日は最初に長島会長の挨拶に続き、7月に赴任された渋谷税務署 會田署長にまずご挨拶をいただき、続いて北野副署長、宮本副署長、高群第一統括官、上月審理担当調査官に自己紹介とご挨拶をいただき、議案審議に入った。

審議は新会員の承認、会員増強合同会議やコロナ禍での事業の経過報告をし、今後の事業の進め方を検討した。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。

出席者は、署から會田署長、北野副署長、宮本副署長、高群第一統括官、上月審理担当調査官、法人会は、長島会長他37名。



會田渋谷税務署長



議案審議



長島会長



名刺交換

## 会員増強にご協力を

## 令和2年度初級簿記講習会始まる！

渋谷法人会では、4月9日(火)より渋谷法人会館において、午後3時から5時まで、令和2年度の初級簿記講習会を開催しており、10月30日に終了する。講師は、今年も税理士の芝村 礼子氏に担当していただいている。

例年は4月から6月にかけて開催しているが、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言もでることになり中止にして、9月からの開催にして改めて受講者を募った。

4月募集時は12名の申込みがあったが、今回の受講者は6名。



講師：芝村礼子氏



簿記講習会

## 部会だより

### 源泉研究部会研修会を開催

今年に入ってから、3月、4月、5月と研修会が中

止になり、6月になって感染予防に留意のうえ、ようやく研修会を開催することが出来た。

6月22日(月)に『住民税の特別徴収制度』について開催した。講師は区役所課税第一係の宮原氏。出席は3社、4名。7月31日(金)に『月々の源泉徴収事務について』【初級者向け】を開催した。出席は、7社12名。9月4日(金)に『給与所得の源泉徴収事務について』を開催した。出席は8社10名。講師は7月、9月とも渋谷税務署法人課税第3部門の小西審理担当上席調査官。



6.22研修会講師  
区役所課税第一係宮原氏



7.31研修会



講師：小西審理担当上席



9.04研修会

## 令和2年7月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
3	(株)ウェルハート	木村 浩之	渋谷2-6-11	6451-1520	建築設計
5	(株)WAOCON	大川 達弘	神南1-20-7	4405-3988	広告・マーケティング・制作等
5	(株)カミナリコーポレーション	佐藤 雷太	神南1-11-5-301	6712-7448	スマホ修理業
6	(株)代々木公園プラザ	峯 興一郎	神山町 3-10	042-455-6000	マンション経営
6	第二形態合同会社	松川 直	神山町20-12		販売促進コンサルティング
8	(株)ルートローブ	吉田 華菜	初台2-26-1	5738-7400	アパレル製品卸
11	(株)芝山みよか美容室	小守谷枝三代	神宮前6-25-8	3486-1895	美容業

## 季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子 (ジャーナリスト)

10・11月

### 『三島由紀夫』

その衝撃的な最期は、今も多くの人々の記憶に鮮烈に残っている。日本を代表する作家であった三島由紀夫は1970年11月15日、東京・市ヶ谷の陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地に、自らが創設した「楯の会」のメンバーを率いて乱入。バルコニーから自衛隊員に決起を促す演説を行った後、割腹自殺を遂げた。45歳だった。

東京生まれ。学習院大学中等科時代から小説の執筆を始め、東京大学卒業後、大蔵省に入った。役人生活の傍ら執筆活動を続けたが、過労のため大蔵省を1年足らずで辞めた。代表作は『仮面の告白』『潮騒』『金閣寺』『憂国』『豊饒の海』など。ノーベル文学賞の有力候補とも言われたが、受賞したのは三島が英語で推薦文を書いた川端康成だった。三島がノーベル賞を受賞していたなら、あのような最期を遂げただろうか。





## 新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の 固定資産税・都市計画税の軽減制度について

### ■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

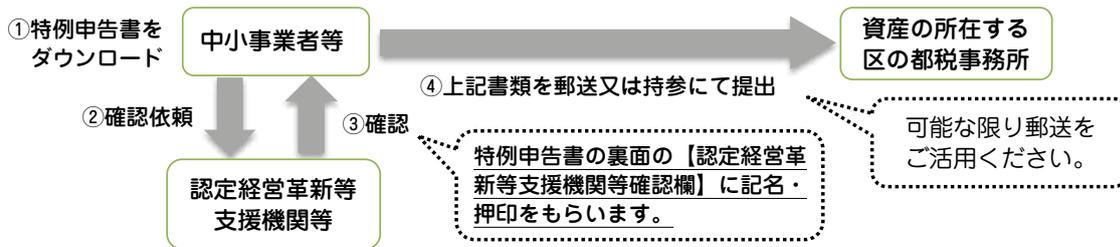
### ■提出書類

- (1) 特例申告書 (2) 特例対象資産一覧 (3) 収入が減少したことを証する書類（写）
- (4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

### ■手続方法

軽減措置の要件に該当する方（上記対象者に当てはまる方）は、以下の手順でご申告ください。



**申告期限（令和3年2月1日）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。**



### 【お問合せ先】

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ

検索

事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班  
 償却資産について…資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班  
 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)



## 生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること</li> </ul>
構築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○販売開始日が14年以内であること</li> <li>○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること</li> </ul>

■令和2年4月30日から令和3年3月31日（※）までに取得した資産が特例対象となります。

※生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め2年延長する見込みです。

振替納税を利用しよう

【お問合せ先】 詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ

検索



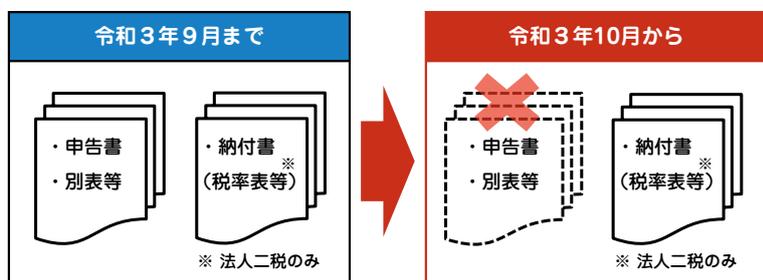
事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班  
償却資産について……資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班  
渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

## 法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の同封を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

- ◆時期 令和3年10月送付分から
- ◆対象者 電子申告利用事業者（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）
- ◆変更点 申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。  
（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）



- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ  
（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）  
からダウンロードできます。

- 【お問合せ先】・申告書等の事前送付物について  
（法人二税）渋谷都税事務所 法人事業税班 03-5420-1621(代表)  
（事業所税）新宿都税事務所 事業所税班 03-3369-7151(代表)  
・電子申告利用の手続について eLTAXヘルプデスク 0570-081459

しぶや法人No.565  
クロスワードパズル◎解答

解答 デラウエア

ド	ク		パ	イ	ン		ナ
リ		ラ	イ	チ		ミ	ツ
ア	ン	ズ		ゴ	ウ	カ	
ン		ベ	ニ		エ	ン	カ
		デ	リ	シ	ヤ	ス	キ
マ	ザ	ー		コ	ト	バ	
ウ	ー		ノ	ウ		ナ	シ
ス	ト	ロ		ー		ジ	ナン

◎当選者

しぶや法人No.565の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。ご応募ありがとうございました。

- 代々木 齊藤様
- 恵比寿 中川様
- 恵比寿南 麻布様
- 東 小幡様
- 恵比寿西 佐々木様

正解者の中から  
抽選で5名の方に  
クオカード1000円分  
をプレゼント!

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、  
e-mail : info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX : 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和2年10月30日(金)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。  
太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。  
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8

A	B	C	D	E
2	4	3	2	9

問題

1			A					5
	9	2	8			B		3
	4			5		6		
	8			1				C
		7	2		6	4		
		D			3			9
		1		7				E
	7				8	5	1	
6								3

A	B	C	D	E

# 優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく  
**特**

たい  
**退**

きょう  
**共**



## 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



資料請求・お問い合わせは

**TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>